

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

府省庁名 国 土 交 通 省

| | | |
|-------------|--|--|
| No | 37 | |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他() | |
| 要望項目名 | J R 貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る課税標準の特例措置の延長 | |
| 要望内容(概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>J R 貨物が取得した大量牽引・高速走行が可能な機関車及び大量積載・高速走行が可能なコンテナ貨車</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>固定資産税 : 課税標準 5年度分1/2</p> | |
| 関係条文 | 〔 地方税法附則第15条第17項、地方税法施行令附則第11条第25項、地方税法施行規則附則第6条第44項 〕 | |
| 要望理由 | <p>平成17年2月の京都議定書の発効を受け、環境にやさしい輸送機関である鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの重要性は一層増大しているところである。鉄道貨物輸送の大宗を担っているJ R 貨物については、鉄道貨物輸送の近代化のための老朽化設備の取り替えや輸送効率化等を図るために大規模な設備投資を速やかに行い、モーダルシフト促進の要請に応えていくことが喫緊の課題となっている。</p> <p>そのため、J R 貨物は厳しい経営状況の中、合理化を進めることで資金を捻出し、鉄道貨物輸送の近代化・効率化のための車両の取得・更新の投資を推進してきているところである。このような鉄道貨物輸送の近代化・効率化のための取組を支援し、J R 貨物の経営体質改善とともに、モーダルシフトの促進を図るためには、本特例措置の延長が必要である。</p> | |
| 減収見込額 | (初年度) - (87) (平年度) - (107) (単位:百万円) | |
| 地方税以外の措置 | 既存 | <p>・ 国税 土地等から機関車・コンテナ貨車への買換え特例制度(圧縮記帳80%)</p> <p>・ 融資、補助金その他 (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー使用合理化事業者支援事業 (独)鉄道建設・運輸施設支援機構からの無利子貸付</p> |
| | 22年度の望 | <p>・ 国税</p> <p>・ 融資、補助金その他 (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー使用合理化事業者支援事業</p> |
| 過去の要望経緯 | <p>平成10年度税制改正要望提出(創設)</p> <p>平成12年度税制改正要望提出(延長)</p> <p>平成14年度税制改正要望提出(延長)</p> <p>平成16年度税制改正要望提出(延長)</p> <p>平成18年度税制改正要望提出(延長)</p> <p>平成20年度税制改正要望提出(延長)</p> | |
| 本要望に対応する縮減案 | | |